

釧路湿原自然再生に係る市民参加・環境教育等の推進に関する提言(案)

2003年3月5日

釧路湿原自然再生に係る市民参加・環境教育等の推進方策調査懇談会

■ 提言の目的と検討の経緯

我が国の多様で豊かな生態系は、ここ数十年の経済成長や生活水準向上の一方で、徐々に衰弱・劣化しつつあります。残されている生態系の保全を強化することはもちろん必要ですが、失われた自然を積極的に再生・修復していかなければならない状況にあります。

釧路湿原では全国に先駆けて環境省、国土交通省等による自然再生事業が始まっています。この数十年で大きく変化してきた湿原の環境をラムサール条約に登録された1980年時点の状態まで回復することを目標とする壮大な取り組みです。湿原だけではなく集水域全体を念頭に置いた大規模な環境保全事業自体が我が国では初めての経験ですが、自然環境の回復だけではなく農業との両立や地域づくりなどについても事業を進めるうえで配慮していく必要があります、これまでの環境政策や公共事業にはない新しい考え方やプロセスが必要とされています。

なかでも、具体的な自然再生目標の設定から、自然再生事業の実施、完了後の維持管理、モニタリング・評価に至るまで、事業主体だけではなく地域住民や一般市民を含む多様な主体の連携・参画のもとに実施されることや、自然再生事業の対象地とその周辺が環境教育の場として活用されることなど、新しい発想を具体化していくことが求められています。

環境省は財団法人北海道環境財団に委託して2002年9月に「釧路湿原自然再生に係る市民参加・環境教育等の推進方策調査懇談会」を設置し、これらの課題に対してそのあり方や推進方策を検討してきました。本提言は、この懇談会での議論を基に今後本格化する自然再生の動きに盛り込むべきアイデアを10項目の提言として整理したものです。今後の自然再生を先導する「釧路方式」(注)のひとつとしてこれらの理念を確立・定着させ、市民参加や環境教育と一体となった自然再生が進められることを期待します。

注)「釧路方式」：釧路における自然再生事業の調査、計画から事業実施、モニタリングまでを含めた一連の手順と基本的考え方をいわゆる「釧路方式」としてとりまとめ、先駆的モデルとして今後、国内外に発信する予定。

■ 釧路湿原の「今」と再生事業

釧路湿原は国立公園面積約26,900ha、湿原面積約18,000ha、うち約8,000haがラムサール条約に登録されている我が国最大の湿原です。タンチョウやイトウをはじめとする希少野生動植物が生息する重要な生態系であるとともに、その特異な景観や水源涵養、洪水調節機能等、さまざまな恵みを地域にもたらしています。

一見広大で手つかずに見える釧路湿原ですが、この数十年の流域の経済活動の拡大に伴う農地・宅地開発や河川直線化、周辺の森林伐採等により、湿原の直接的な改変、土砂・栄養分の流入、乾燥化にともなう植生の変化などが引き起こされてきました。その結果、たとえば過去50～60年で湿原面積が2割以上減少し、ハンノキ林が3.5倍に拡大するなど、湿原の環境は質・量ともに劣化してきています。人為的な影響によるハンノキ林の拡大などは現在も進行しており、何らかの対策をとらない限り今後もこのような環境変化が進むことが避けられないでしょう。

釧路湿原は道内有数の都市である釧路市に隣接し、周囲を酪農地帯に囲まれているため、これまで人も産業との密接な関わりの歴史があります。約20万人弱の人々が暮らす都市とこれだけの規模の湿原が隣接していること自体世界的にも希ですが、それはたくさんの人々が日常的に湿原の自然に接

することのできる国内でも代え難い場であるとともに、繊細な湿原環境が日常的に人間活動の脅威にさらされていることも意味しています。湿原と人との関わり方は近年の産業構造の変化や公園利用形態の多様化などにより変化し続けています。さまざまな人為的影響により、自然の遷移をはるかに上回る速度で姿を変えてきた場所が、広大な湿原の随所に散見されます。こうした場所を本来あるべき状態に再生していこうというのがこれから始まる自然再生事業です。

■ 自然再生と市民参加・環境教育

本来、釧路湿原の自然を再生するためには、湿原そのものだけではなく、神奈川県面積に相当する約25万haの集水域全体で環境負荷を減らしていかなければなりません。しかしこれだけの地域を対象に自然再生事業を展開していくことは困難なことから、当面は湿原そのものに加え、流域からの環境負荷を受ける湿原の周辺地域で事業を展開していくことになります。

例えば湿原南部の広里地域では、1960年代後半に農地造成のために排水路を整備した土地が放置されています。その周囲では、ハンノキ林の急速な拡大や人為的な流路変更による水系・生態系の変化も見られます。ここではこの原野を農地造成前の状態に回復させることやハンノキ林の拡大制御・除去等が検討されています。湿原そのものだけではなく、達古武地域や茅沼地域では湿原への土砂流入等の負荷を抑制するため、裸地や荒廃地を広葉樹を主体とした森に回復させたり、水生植物を使った水質浄化などが検討されています。

このような多様な自然再生事業が実際に開始され、そのプロセスと効果を長期にわたって現地で見られるようになれば、人と湿原の新たな関わりが始まります。そこで自然再生の必要性やこのような事業に至った経緯、自然再生の仕組みを知り、現場で理解することができれば、それは絶好の環境教育の題材となります。

また、自然再生を地域・市民にとってより有用なものとするためには、多くの人々が自然再生に関心を寄せ、知り、当事者として関わる必要があります。自然再生は長期的な地域づくりの取り組みのひとつですから、再生の目標設定や評価は地域の将来の問題として考えていかなければなりません。このため、自然再生を地域住民や関連主体が合意形成しながら進めていく体制が必要となります。

さらに、再生に伴う環境変化のモニタリングには、専門家に加え日常的に観察することのできる地元住民・市民団体の参加・協力が不可欠です。

また、多様な主体の参加を得るためには、自然再生に関する正確な理解を進めるための情報提供や関心喚起のための啓発活動も重要なポイントとなります。

このような自然再生事業をめぐる様々な取り組みや情報は、自然再生を実施する地域のみならず流域全体に発信し、長期的に釧路湿原の保全と再生に向けた取組の輪を広げていくことが必要です。

釧路湿原ではこのような自然再生事業の特徴を活かし、地域・市民の参加や環境教育への活用等を当初から組み込んでいく必要があります。そのために、次のような考え方と取り組みを提案します。

■ 市民参加・環境教育等の推進に関する 10 の提案

§ 1 人々の湿原への関心喚起

1-a 地域や環境に対する無関心が地域や環境を悪化させる。釧路湿原の環境を将来にわたって良好な状態に保っていくためには、長期的に多くの人々が釧路湿原のあるべき姿を考え、保全に関わる状況を創り出していく必要がある。このため、自然再生事業を主導する環境省や国土交通省等が地域の多様な主体と協働し、人々の目を湿原に向けるための広報活動を拡充するとともに、人々が湿原に関心を持つための接点を大幅に増やす必要がある。

1-b 日頃釧路湿原に関心をもっていない人々の目を湿原に向けるには相当の工夫を要する。単に保全・再生の必要性を訴えるのみならず、環境以外への関心・目的で人々を湿原に連れ出す仕掛けや、湿原の意外な恵みを街に持ち込んで人々に見せる「出前」的な取り組み等、従来あまり行われていない手法を積極的に用いることが有効と考えられる。

1-c 湿原の保全・再生が環境だけではなく、保水・浄化機能、洪水調節機能、微気候緩和機能、観光資源等、経済・社会的な恵みを守るものであることを、具体的なデータ等を用いて可能な限りわかりやすく普及させていく必要がある。

● 例えば・・・

ビジターセンター等の利用者数を増やすため、既存の施設で湿原保全とは直接関係ないセミナーやコンサート等の文化事業を実施したり、セミナールーム等を空き時間に市民活動や生涯学習の場として解放すること。

湿原の水、泥炭、動植物等湿原を構成する素材を用いた料理やクラフト等を楽しみの素材として提供すること。

街で人々の湿原との接点をつくるプログラムを開発・実施し、湿原に行かない多くの人に湿原の恵みを「出前」すること。

湿原域の水文・気象や野生生物等についての情報を拠点施設や市内中心部等にリアルタイムで表示する等、湿原の「今」を考える機会を人々に提供すること。

広告の専門家の協力を得て、マーケティングの手法を用いた湿原保全・再生の地域・社会への売り込みをモデル的に実施すること。

人と自然の交わりが比較的薄くなる冬に、この時期・地域ならではの湿原を楽しむプログラムを開発し、環境への影響を考慮しつつ事業化すること。（スキーやスノーシューによる湿原トレッキング、結氷湖面体験、周辺農地での馬そり、ワカサギ釣り等）

湿原保全意識啓発のためのキャラクターづくりや統一ロゴによるキャンペーン。

地元紙への新聞広告やコミュニティーFM放送局等地域に密着したメディアによる継続的な広報・キャンペーンを実施すること。

地域だけではなく道外・海外等外来者の釧路湿原への視線をメディアで紹介し、地元の価値観の見直しにつなげること。

§ 2 湿原と人との関わり（歴史と今）への理解・普及

2-a 釧路湿原の集水域は、元々は先住民による持続可能な資源利用や自然と共生する暮らしが営まれていた。その後、この数十年の開発と保全の歴史があり、現在の湿原がおかれている状況に至っている。集水域の今後を考えるにあたっては、これまで湿原やその周辺部がどのような目的で開発・改変され、それがどのような利益をもたらし、それと引き替えに何が失われたのかを十分に検証しなければならない。そのうえで、これらの情報を地域や関係主体が判断の基礎として十分に共有し、人と湿原の関わりを歴史を広く人々に伝えていくことが必要である。

2-b 釧路湿原はその周囲の森林や水系の働きにより存在し、集水域全体の産業や暮らしの影響を受けている。湿原の保全・再生を進めていくために、人の暮らしや生産活動と湿原との「つながり」を人々が十分に理解するとともに、人間活動に基づく環境負荷を明らかにし、地域の社会・経済の持続とバランスさせながら最小化していく原則を確立し、普及させていくことが必要である。

2-c 希少野生動植物種の保護や野生生物による農林業への被害、移入種による生態系の攪乱など、釧路湿原周辺は人と野生生物の関わりを考える題材の我が国有数の宝庫でもある。このような地の利を活かし、人と野生生物の望ましい関係を考える場として今後十分に活用していくべきである。

2-d カヌーによる川下りや修学旅行での自然体験等、公園利用の形態が多様化し、来訪者と湿原の関わりも変化し続けている。その状況を地域が正確に理解するとともに、自然との共生やワイズユースの先進地をめざし、環境への負荷の少ない観光・レジャーをこの機を通じて先導して行くべきである。

● 例えば・・・

アイヌ語の地名から土地の歴史を学んだり、川・湿原と先住民の歴史を語り部に聞く機会を学校教育や既存の施設に設けること。

自然再生事業に至るまでの開発と保全の歴史を展示化し、湿原への来訪者に伝えること。（先行的に再生事業が進められている広里地区等で、モデル的に開発と保全の歴史を教材としてまとめること。）

開発や保全の歴史を知るための情報源情報を整備し、冊子やインターネットにより普及すること。

専門家の協力を得て湿原への人為的な環境負荷を目に見える形で来訪者に伝える展示・表示・仕掛けを導入すること。

湿原の保全だけではなく、社会・経済・環境のバランスによる地域全体の持続性に訴える広報活動やワークショップを実施すること。

エゾシカやタンチョウ・ワシ類等シンボリックな大型野生生物と人との関わりをテーマとするガイドツアーや展示解説等を実施すること。

農業や観光等、地域の産業にとっての湿原保全の価値を議論し、広めていくこと。

自然再生事業の持続的な地域経済への波及方策を各地域で検討していくこと。

ビジターセンターやキャンプ場等の既存施設で、個人旅行者向けの環境負荷の少ない湿原体験を積極的に推奨し、セルフガイド資料や長靴・雨具等の装備の貸し出しにより支援すること。併せて、自然体験活動全般におけるリスクマネジメントと自己責任を文化として定着させていくこと。

§ 3 湿原の再生・保全のための取り組みの周知

3-a 釧路湿原は様々な法制度による保護や管理が行われているが、その内容や効果は一般にはほとんど知られていない。制度を運用する官公庁が連携してもっとその存在や意義を広め、湿原と人とのつきあい方を啓発していくとともに、制度が有効に機能するよう普及させていく必要がある。

3-b 釧路湿原は民間による保全・再生活動も積極的に行われている。その活動は自然解説・ガイドから、ごみ拾い、各種調査、保全用地の取得・管理、集水域の森林回復、湿地の再生等多岐にわたり、国内でも民間団体による自然保護活動が最も盛んな地域の一つといえる。しかし、個々の活動の規模や情報発信力は限られており、必ずしも地域内外で十分に知られていない。これらの活動についての広報・発信を公的機関も関わって拡充し、その存在を周知させるとともに公共的活動として社会に広め、参加や支援の拡大につなげていく必要がある。

3-c 釧路湿原周辺に位置するビジターセンターやエコミュージアムセンターなどの施設では、湿原生態系への理解等に重点がおかれており、現在のところ湿地の保全や再生に関する情報提供は必ずしも十分に行われていない。関心の高い来訪者が訪問するこのような拠点でこそ、もっと湿地保全や再生に向けた取り組みをアピールする必要がある。

また、展望台などの一般観光施設においても、湿地保全・再生の必要性や現在行われている取り組みにふれる展示や情報提供等を積極的に行うべきである。

3-d インターネットはもちろんのこと、マスコミとの連携、自治体の広報、学校や公共施設での案内・配布、コミュニティ放送、交通機関・施設等、あらゆるメディアを活用して釧路湿原で行われていることを発信していく必要がある。また、地元に対するきめ細かい発信のみならず、情報は、流域、全国、さらには広く世界を対象に発信し、双方向の情報交流を生み出していくことが重要である。

3-e 湿原の保全・再生の取り組みを国外に発信することで、世界各地の関心・注目を喚起するとともに、同様の取り組みとの交流を生み出すことができる。先進国・途上国を問わずこのようなプロジェクトと連携し、そこから人的交流や国際協力を創出すれば、地域の経済・文化・教育等に様々な波及を期待できる。

● 例えば・・・

地理情報システム（GIS）を活用した集水域全域の環境情報データベースを作成し、法規制等の社会的情報を重ねて公開すること。

ラムサール条約や自然公園法等各種規制の対象地域であることを示すサインを作成し人目に触れやすい箇所へ設置すること。

マスメディアにより釧路湿原の保全・再生や環境教育に関する民間活動を紹介すること。（テレビ番組や新聞・雑誌による連載や特集等）

現在行われている省庁・関係機関・自治体ごとの広報や情報発信等の取り組みを一本化する等、協働により極力効率的・効果的に実施していくこと。

社会科等の学校教科書の題材に採用すること。（出版社への働きかけの実施）

ビジターセンターをはじめ、各種公共施設での釧路湿原の保全・再生の取り組みに関する冊子を配布したり資料、展示を配備すること。

道外・国外との自然再生をテーマとする姉妹プロジェクト提携その他継続的な交流事業を実施すること。

§ 4 湿原の再生・保全に関する合意形成

4-a 大規模な自然再生は我が国では初めてであり、今後長期にわたる継続や試行錯誤が予想される。先導プロジェクトとして成功させるには、計画・実施・評価のそれぞれの段階で地域の関連主体や専門家が関わり、納得づくで進められなければならない。そのためには、関わる全ての主体が必要な情報を共有できるだけの徹底した情報公開のもとに民主的な合意形成が行われなければならない。

4-b 集水域全体の生活・経済活動が湿原の環境に直接・間接に関わっており、湿原への環境負荷の低減は地域・流域全体を視野に進めなければならない。湿原の再生・保全について上流・下流地域間で十分に情報交流して意思疎通を図り、自然再生と集水域全体の環境負荷低減策を整合させていくことが必要である。

4-c 地域内外の関心を引きつけ、知恵や協力を集める求心力を働かせるためには、誰でも参加できるオープンな情報交換の仕組みや、自然再生を地域の課題として議論する枠組みを充実させることが必要である。

● 例えば・・・

行政のもつ各種データや調査報告等関連する情報を原則として全て公開し、情報へのアクセスを保証するとともに、インベントリを作成して各拠点施設やインターネットを通じて普及していくこと。

自然再生に関わる全ての会議は公開し、行われた議論をインターネット上で公開していくこと。

行政のみならず市民や専門家によるモニタリングデータを蓄積するデータベースを情報拠点となる施設に構築し、GIS等を用いて視覚に訴える手法で表示すること。

湿原への流入負荷低減には上流との連携・合意形成が必要であることを踏まえ、自然再生や釧路湿原で起きていること・行われていることを上流地域に伝えるために、定期的なワークショップの開催や広報活動などの仕組みを持つこと。

§ 5 湿原の再生・保全への市民参加の促進

5-a 公共事業はもともと地域・市民のためのものであり、地域や市民が関心を寄せ、積極的に関わることで、より有用なものとなる。地域の自然再生を新たな産業として地域社会経済に組み込むこと等、地域に暮らす住民自身にとって魅力のあるものにできれば事業の自立的な継続も期待できる。地域で行われる再生事業を地域が自らのためのものと認識できるよう、事業主体は地域とのコミュニケーションを重視する必要がある。

5-b 地域・市民の目線を事業に反映させるために、地域・市民が計画・実施・モニタリング・評価等に直接参加し、事業を共有しなければならない。自ら参加することで地域・市民の当事者意識を醸成し、正確な理解に基づく判断力と主体的な関わりを引き出すことで、地域・市民を再生事業のパートナーとしていくことを基本的な方針として持つ必要がある。

5-c 地域・市民の参加を得るために、個々の再生計画の中に地域・市民の参加を当初から織り込み、直接・間接に参加できる機会を数多く創り出していく必要がある。また、参加の機会の存在を、地域・市民に対して認知されるまで発信し続ける必要がある。

5-d 参加に関する情報のみならず、移動、滞在、食事等、湿原への来訪者のニーズに十分に応えられる情報提供体制を確立する必要がある。加えて、参加のためのプログラムは、日程や内容が多様であることなど参加・選択しやすさが重視されるとともに、その質に応じた適正な対価で評価され、地域にビジネス・雇用として定着させていかなければならない。参加の場が定着するまでは、この点を特に意識する必要がある。

5-e 参加者・来訪者に対して再生事業への協力を期待するだけでなく、再生事業への参加を通じた自己実現の機会の提供や地域との交流などをセットで企画し、地域づくりの一環として釧路地域への来訪・滞在の新たな魅力の創出にも取り組む必要がある。

●例えば・・・

再生事業の計画段階から地域との協働で参加プログラムを作成すること。

例えば森林植生の回復等に必要な広葉樹の苗木の生産等、必要となる工程を極力地元の農家や林家等の事業として実施すること。

自治体による広報や交通機関等で再生事業への参加機会の情報を十分に発信すること。

一般向けだけではなく、学校向け、企業向け、ツアー客向け等、様々な主体を想定した参加プログラムを用意し、パンフレット等でそれぞれに対して周知するとともに、実施状況をマスコミ等を通じて広報していくこと。

地域の学校教育のカリキュラムに自然再生への参加を組み込むこと。

移動手段や装備の提供、食事や宿泊の斡旋、託児等、参加者への便宜を提供すること。

§ 6 湿原の再生・保全への支援・協力の拡大

6-a 再生事業の存在や参加の仕組みが広く世に知られていけば、直接作業に参加できなくても力になりたいという潜在的な支持層も生まれる。これらの人々を想定した情報提供サービスや、情報交流の仕組み、メッセージの受付など、地域住民はもとより広く一般からも声の届く情報交流を行う。また、釧路圏外とのコミュニケーションも重視し、国内の先導プロジェクトとして広く全国的な支持を取りつけることを基本とする必要がある。

6-b すでに市民活動による土地の買い取り・借り上げや植樹等が実施されているが、このような事業の現場では活動資金の調達や専門家の協力を必要としている。このような活動への資金協力や専門家の参加・アドバイスを遠隔地からも含めて広く募り、活動をより確かで大きな動きとしていくことが必要である。

6-c 何らかの形で湿原の再生・保全に資する商品販売や事業所における環境配慮を推奨し、地域内外の企業・事業所の取り組みを促すとともに、買い物や消費を通じて市民や来訪者が間接的に貢献する仕組みを創り出していく。同時に、地域の農林水産業が自然再生を直接間接に支援・参加できるアイデアが求められる。このような事業活動を環境配慮型地域産業として位置づけ、促進する仕組みを持つ必要がある。

6-d エコロジカルな地場産業の振興等持続可能な地域づくりに関わる話題を含め、ここで行われていることをインターネットやマスメディアを通じて全国に発信し、産業や地域づくりへの関心層へも支援の環を広げていくことが望まれる。

● 例えば・・・

ファンクラブ方式での資金調達や交流事業を実施すること。

域外を含め、専門家の協力制度を持つこと。

売り上げの一部が民間による自然再生活動の資金になるような自然再生支援商品を拠点施設や宿泊施設、土産店等で販売すること。

宿泊施設等でタオル・シーツ交換を断ることによる水質保全への貢献や、使い捨て製品を使用しないことによるごみ減量等、簡単な選択で貢献できる環境配慮を地域に浸透させるとともに、このような形で湿原の保全に参加できることを広めていくこと。

一次産業を含め、地域の事業者が釧路湿原への保全を宣言し取り組みを公開してもらうことや、地域外の企業から釧路湿原の保全・再生への具体的な協力を宣言して実践してもらい、認証してマークを表示するなど、事業者の保全・再生への参加の仕組みをつくること。

§ 7 湿原と継続的に関わる学びの機会の創設

7-a 湿原への関心を高めるには、好奇心や疑問を持ったときにその期待に応えてくれる情報拠点や、より深く知り学びたいというニーズを満たす学習・体験の機会が広く必要とされる。釧路湿原周辺の既存のビジターセンター等では、現在のところ保全・再生活動についての情報・学習・体験機能は必ずしも十分ではなく、今後拡充・強化していく必要がある。

7-b 自然再生は、調査研究と並行して科学的な知見を得ながら長期にわたって実施されるものであり、これまでの公共事業とは異なる特徴を有する。このため、自然再生事業は地域にとっても来訪者にとっても試行錯誤の過程を学べる絶好の機会であり、現在先行している広里地域をはじめ、5カ所の再生地域を当初段階からその考え方や過程を理解したり体験する環境教育の場として活用していくべきである。

7-c 自然再生への参加や学習を、総合的な学習の時間や修学旅行、大学の単位認定等、学校教育のカリキュラムと連動させることで湿原を活用した環境教育を効果的に進めることが可能となる。環境教育のプログラムや教材づくりを地域の学校関係者が関わって進めていくことも必要である。

7-d 人格形成における原体験の重要性をふまえ、地域の幼児を対象とした体験教育を体系的に進め、幼少期から湿原を見る目や自然観・社会観の育成を図る必要がある。

7-e 一定のルールのもとに再生サイトを専門家に調査研究の場として提供し、成果を発信することで、オープンな研究フィールドに育てていく必要がある。

7-f ビジターセンター等の公園利用施設の新設や改修に当たっては、エコ建築化を徹底し、個々の工夫や配慮をわかりやすく解説・表示することで施設そのものを教材として活用していくべきである。

7-g 釧路湿原周辺は国内でも自然体験・環境教育活動等が最も盛んな地域のひとつとして知られる。自然再生事業を既存のプログラムや事業と効果的に組み合わせることで、この動きをさらに強め、将来的に釧路湿原一帯を全国的な環境教育フィールドとして地域のブランドに育てていくべきである。

● 例えば・・・

既存のビジターセンター等の施設で自然再生に関する基礎的な情報を展示やパンフレット等で紹介するとともに、情報源情報を配備すること。また、自然再生そのものを理解するための学習・活動機能を既存施設を活用しつつ設置すること。

総合的な学習の時間に湿原をテーマとするプログラムを実施することや、自然再生の学習や参加を学校教育カリキュラムに組み込むこと、大学の単位認定と連動させること等を教育当局や学校に要請し、集水域全体に拡大していくこと。

地元向けに土日に参加できるプログラムを増やしていくこと。

自然再生への参加を修学旅行のメニューとして提供し、受け入れていくこと。

再生サイト地域以外の学校や生涯学習の場に、出張講義を行うこと。

環境教育分野の全国レベルの会合や国際ワークショップ等を実施すること。

公園内の施設や観光施設に、地場の自然素材（間伐材やヨシなどの湿原植物等）を活用するとともに、断熱や採光・採熱等による省エネの徹底、小型風力・太陽光・太陽熱・バイオマスなどによる再生可能エネルギーの利用、徹底した節水・ごみ減量の配慮、排水・有機ごみの生物処理等を導入し、建築物の環境配慮の見本として環境教育に活用すること。公共機関や企業セクターはこのために必要な支援を実施すること。

§ 8 新しい公園利用文化の創出

8-a 人々の目を湿原に向け、実際に来訪して理解する人を増やすには、湿原を保全の対象としてだけでなく「一定のルールの下で楽しむ対象・場」という認識を広めていく必要がある。そのためには、一般市民や来訪者が気軽に訪れ、ゆっくり滞在できるための仕掛けが必要である。

8-b 湿原の自然や景観を一方的に楽しむだけではなく、参加することで湿原保全に貢献できる機会や、地域の歴史文化や産業を体験・理解する機会を提供し、エコ・ツーリズムを新しい観光形態・地場産業として地域をあげて定着・振興・育成していく必要がある。

8-c 現在行われている公園利用全体を環境負荷の少ないものに誘導する取り組みも必要である。

8-c ワークキャンプ等再生・保全活動そのものを目的とする来訪を、新しい公園利用（体験・滞在型観光）の形態として位置づけ、継続的にプログラムを提供するとともに受け入れ体制を整備する必要がある。

8-d 参加・環境教育プログラムを継続的に実施することでリピーターが生まれれば、この分野の人材育成への波及を期待できる。自然再生技術の開発・習得や自然ガイド育成等、地域一帯を再生事業を通じた新しいスタイルの人づくりのフィールドとして売り出し、地域づくりや人材交流に役立てていくべきである。

● 例えば・・・

既存のビジターセンター等の公園施設について、環境負荷に配慮しつつ、人々が訪れやすいより快適な滞在や観察ができるように改良していくこと。また、休息のためのコーヒーラウンジや地場食材による食事の提供等、滞在時間や機会増につながる魅力を創り出していくこと。

釧路湿原の各サイトや現在行われている観光による環境負荷を調査し、エコ・ツーリズムの視点に立ち、各地域・地点の公園利用のガイドラインを作成・普及すること。

自然環境のみならず地域の産業や文化等を関連づけて自然再生を理解させるプログラムや展示を地域で持つこと。

エコ・ツーリズム定着・振興の長期ビジョンを市民との協働により策定すること。

海外のN G Oと協働し、国際ワークキャンプの開催やワーキングホリデーによる来訪者の受け入れ等を継続的に実施すること。（可能であれば常設プログラム化する。）道外や海外からの来訪者の受け入れ体制をあわせて整備するとともに、交流の場としても育てていくこと。

植林・育苗、水質や動植物調査、歩道・木道の設置・修復等、釧路湿原の再生・保全に関する作業技術の開発や修得・伝達を目的としたプログラムを提供すること。

§ 9 湿原を訪れる人へ情報提供やアクセスに関するサービスの充実

9-a 来訪者に湿原のことを伝える情報発信や案内が現在のところ不足している。また、各種広報・情報提供や取り組みが官庁・自治体ごとに別個に行われている。関連する機関と地域が一体となり、公園施設のみならず、観光施設、宿泊施設、交通機関等を活用して湿原に関する情報提供を一元的に実施する体制が必要である。

9-b 地域や来訪者の目にもっと触れる場所で湿原の価値や保全の必要性をアピールし、伝えていくことが必要である。併せて景観配慮や統一された表示・サインによる雰囲気作り等、この地域の性格を伝達する工夫が必要である。

9-c 各種情報発信や展示・サイン等でメッセージを伝える取り組みとともに、情報の受けてからの反応を受け、対話する努力が必要である。双方向の情報交流により、釧路湿原のファンや自然再生への潜在的な協力者を増やしていくことを意識する必要がある。

9-d 釧路地域における現在の観光案内システムは、湿原での学習や保全への参加体験に関する情報などが不足しており、特に個人旅行者の多様な好奇心やニーズに十分に応えられるものとなっていない。釧路空港やＪＲ釧路駅など湿原の玄関口となる情報拠点や宿泊施設・交通機関が、これらについての十分な情報と案内パンフレットや地図などの資料を有し、自然再生事業や学習・体験・参加の場の存在を積極的にアピールしていく必要がある。

9-e ビジターセンターや展望台、遊歩道など湿原を学び体験できるスポットを訪問するための情報提供とアクセス手段が不足している。参加や学習を進めるにあたっては、自動車だけではなく、個人旅行者による公共交通や自転車・徒歩でのアクセスを想定したきめ細かい情報提供や案内表示の改善等に取り組む必要がある。

9-f なお、各種サービスは、湿原の保全・再生のために無料や安価で提供すべきものと、対価により利用者に評価されて質と経済価値を育てていくべきものとに区別して考える必要がある。

9-g インターネットによる情報提供にあたってはインターネット環境にない人々の存在を踏まえ、主要な情報は他のメディアの併用を原則としなければならない。

● 例えば・・・

釧路都心部の既存施設を利用し、関連官公庁・機関・自治体・市民活動・観光産業等の協働の下に、湿原の保全・再生や関連情報を一元的に発信できるセンター機能を設置し、戦略的な広報や情報提供を行うこと。

空港や釧路駅での観光案内に、湿原の保全・再生の広報や参加・学習への便宜提供、エコツーリズムの振興等の役割を持たせ、一般観光以外の来訪者にも有用な総合的な情報センターとすること。また、宿泊施設やＪＲ・バス等の公共交通機関、レンタカー会社・ガソリンスタンド等の自動車関連施設、各種観光施設においても湿原の保全・再生や参加・学習の機会・場のＰＲを行うこと。

ビジターセンター等の既存の公園施設に、自然ガイドだけではなく地域の歴史・文化や各種サービス等地域の情報に精通したボランティアスタッフを配置し、来訪者の多様なニーズに応えられる体制を整備すること。

ホテル・空港・駅・主要観光施設と公園利用施設等を巡回するピックアップサービスの導入を検討すること。

個人旅行者が手ぶらで来ても湿原を体験できるよう、ビジターセンターで雨具・長靴・防寒具・スノーシュー等を無料または安価で貸し出す。併せてセルフガイド資料を備え付けること。

湿原の保全・再生地域の統一ロゴ等を作成し、関連サイトで簡単な案内や地図とともに表示する。また、道路や駅等の案内表示も独自のデザインに統一し、地域の一体感と雰囲気づくりを行うこと。

情報拠点には情報交流の専任スタッフを置き、外部からの意見や照会に対応する等情報交流が一方通行にならないよう配慮すること。

§ 10 知り・学び・共有する「場」の創設

10-a 以上のようなニーズに応えるために、関わるさまざまな主体間を調整・合意形成し、このような機会・場面を具体的に企画し、事業として継続的に運営する主体を再生事業に位置づける。そのうえで、これを担う人、資金、場所、仕組みをそれぞれ具体的に実現していく必要がある。特に、「場」の担い手となる「人」がポイントであり、キーパーソンが最大限の力を発揮できる環境を当初から整備するとともに、「人」と「施設」と「地域」のネットワークづくりを目標として強く意識していかなければならない。

10-b 釧路湿原には、温根内ビジターセンターや釧路湿原野生生物保護センター、塘路湖エコミュージアムセンター、標茶町郷土館などが開設されているほか、キャンプ場や展望台・遊歩道などの施設がある。今後、自然再生を本格的に開始するにあたっては、これら既存の施設を活用しつつ、広里、達古武、塘路・茅沼、久著呂・幌呂、温根内・北斗の各自然再生対象地域において、情報収集発信、解説学習、参加受け入れ、活動運営といった各機能を有する「場」が整えられ、それらが効果的に連携していく必要がある。特に、先行的に事業が進められていながら現在このような施設のない広里地域において、湿原の再生をキーワードとした多様な市民参加や環境教育を推進し、情報を発信するための「場」の創設が求められる。さらに、釧路湿原の自然再生全般に関する情報の収集発信と活動の中核となる拠点の確保も必要である。

10-c このような「場」においては、国、自治体、NPO・NGO、関係団体、専門家等関わる様々な主体がそれぞれの得意分野を活かし、協働して事業運営に当たることが前提となる。広里地区をはじめとする各再生サイトは、このような協働の実験場としても活用していくべきである。

10-d 釧路湿原全域がこのような取り組みのための「場」となり、そのことが内外に認知されるようになることを一つの目標とすべきである。

●例えば・・・

野生生物保護センター等の既存施設を活用し、新たに釧路湿原の自然再生全体に関わる情報収集・学習・活動運営機能等を創設すること。

広里地区を釧路湿原の自然再生の先導的な実験場ととらえ、市民参加・環境教育のための拠点機能を新たに持たせること。

これらの拠点で実際に活動する人材を確保し、事業主体がその活動を支えるとともに、関わる全ての主体の協働により運営していくこと。

■ これから

上記のような提案を実際に事業に組み込んで行くには、再生事業の計画段階から各項目それぞれを推進するためのプロジェクトを起こしていくとともに、自然再生の対象地や流域各地域の状況を把握し、それぞれに対して最適なアプローチを個別に検討していくことがまず必要となります。

また、現在自然再生に関する網羅的な情報源が存在しませんが、情報や資料を集積して十分なリファレンスサービスを機能させる情報基盤の整備も急がれます。ここでは、専門的な情報やデータだけではなく、市民参加や環境教育を促進する有用なアイデアを広く収集・集積していけるものでなければなりません。

さらに、これらの方針を具体的に事業化し、企画立案・実施・運営していくためには、核となる人材とそれを支える活動資金が必要となります。釧路地域の人的資源や既存の組織・施設を最大限に活用することを前提に、このような体制づくりを急ぐ必要があります。長期的にはNPO・NGOがこの運営を担っていく必要がありますが、当面は公的機関が中立的な立場でこれを担い、運営主体を築いていくことも考えられます。

当面、それぞれの項目について、実現可能性の具体的な検討や優先づけを行い、可能なものから順次着手して行くことになりますが、事業の進捗やその時々状況により、このような方針や体制は常に見直し、育てていかなければなりません。その際、取り組みの有効性やあり方を第三者が評価し、改善策を提案する仕組みが望まれます。このようなプロセスに地域・市民が参加することで、自然再生を地域・市民が育てていく文化が定着することを期待します。

■ 釧路湿原自然再生に係る市民参加・環境教育等の推進法策調査懇談会

* 構成（50音順）

- <委員> 有山 忠男（株式会社ライブ環境計画代表取締役社長）
新庄 久志（釧路国際ウェットランドセンター主幹）
高嶋 八千代（北海道教育大学釧路校非常勤講師）
高橋 忠一（北海道教育大学釧路校助教授）
（座長）辻井 達一（財団法人北海道環境財団理事長）
古屋 接雄（北海道標茶高等学校校長）
丸山 博子（丸山環境教育事務所）
- <臨時委員> 瓜田 勝也²⁾（特定非営利活動法人霧多布湿原トラスト副理事長）
大西 英一¹⁾（釧路武佐の森の会会長）
佐藤 吉人²⁾（特定非営利活動法人釧路湿原やちの会事務局長）
澁谷 辰生¹⁾（厚岸水鳥観察館専門員）
竹田 純一²⁾（里地ネットワーク事務局長）
日高 哲二²⁾（特定非営利活動法人トラストサルン釧路理事）
両角 陽一²⁾（釧路湿原国立公園ボランティアレンジャーの会代表幹事）

1)・・・第2回懇談会、2)・・・第3回懇談会

<事務局> 財団法人北海道環境財団企画事業課

* 開催状況

第1回	2002年	9月6日（金）	（釧路地方合同庁舎第1会議室）
第2回		10月13日（日）	（北海道標茶高等学校多目的室）
第3回		12月16日（月）	（釧路地方合同庁舎第1会議室）
第4回	2003年	1月21日（火）	（釧路地方合同庁舎第1会議室）
第5回		3月5日（水）	（釧路地方合同庁舎第1会議室）
第6回		月 日（ ）	（・・・・・・）

*** 自然再生についてのインターネット上の情報源**

- 生物多様性関連情報（環境省）
<http://www.biodic.go.jp/kanren.html>
- 国土交通省の自然再生事業
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/shizen_saisei/shizen_saisei.html
- 国土交通省北海道開発局釧路開発建設部治水課
<http://www.ks.hkd.mlit.go.jp/kasen/kentou/index.html>

*** 釧路湿原についての情報源**

- 環境省東北海道地区自然保護事務所
〒085-8551 釧路市幸町10-3 tel 0154-32-7500 fax 0154-32-7575
- 釧路湿原国立公園連絡協議会 <http://city.hokkai.or.jp/~kkr946/>
- 釧路国際ウェットランドセンター（KIWC） <http://www.kiwc.net/>
〒085-8505 釧路市黒金町7-5（釧路市役所環境政策課内）
tel 0154-31-4594 fax 0154-23-4651
- 釧路湿原野生生物保護センター
〒084-0922 釧路市北斗2-2101 tel 0154-56-2345
- 細岡ビジターズラウンジ
〒088-2141 釧路町字達古武22-9 tel 0154-40-4455
- 温根内ビジターセンター
〒085-1145 鶴居村温根内 tel 0154-65-2323
- 塘路湖エコミュージアムセンター
〒088-2264 標茶町塘路原野 tel 01548-7-3003 fax 01548-7-3004
- 標茶町郷土館
〒088-2264 標茶町塘路 tel 01548-7-2332

*** この提言についてのお問い合わせ先**

- 環境省東北海道地区自然保護事務所
〒085-8551 釧路市幸町10丁目3番地
tel 0154-32-7500 fax 0154-32-7575
- 財団法人北海道環境財団
〒060-0807 札幌市北区北7条西5丁目
tel 011-707-7011 fax 011-707-7770